

北海道生物多様性保全計画の変更について

1 計画策定の背景及び趣旨について

- 道では、生物多様性基本法（以下、「法」という。）の規定による生物多様性地域戦略として、平成 22 年（2010 年）7 月、「北海道生物多様性保全計画」（以下、「計画」という。）を策定し、総合的かつ長期的な視点から施策の推進を図ってきたところ。
- また、平成 27 年（2015 年）9 月には、計画に目標の達成状況を把握するための目安となる具体的な指標を設定するとともに、関連する施策の実施状況の点検・評価結果、さらに法制度や社会情勢等の変化を踏まえて、一部変更を行った。
- 計画期間は、平成 22 年（2010 年）から概ね 10 年とされていることから、現行計画の施策の実施状況（令和 3 年度に実施した点検・評価の結果）、国際目標である「ポスト 2020 生物多様性枠組」（以下、「ポスト枠組」という。）の決議内容、国の「生物多様性国家戦略」の改訂内容及び国内外の情勢の変化等を踏まえ、現行計画を変更する。

2 国内外の動向

| 時期 | 内外 | 内 容 |
|--------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2020.9 | 国外 | 生物多様性条約事務局（以下、「条約事務局」という。）が「地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）」を公表。 〔2050 年ビジョン「自然との共生」の達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことなどが必要と指摘〕 |
| 2021.7 | 国外 | 条約事務局がポスト枠組の第 1 次草案を提示。 〔草案では、2030 年までに陸域と海域の 30%を保全・保護するという目標（30 by 30）などが示された。〕 |
| | 国内 | 次期生物多様性国家戦略研究会（環境省）が報告書を公表。 2030 年までに取り組むべきポイントとして次が示された。 〔・保護地域外の保全（OECM）等による、国土全体の生態系の保全・再生による健全性の確保 ・気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS）の活用 など〕 |
| 2022.3 | 国外 | 二つの補助機関会合及び公開作業部会の開催 ・生物多様性条約第 24 回科学技術助言補助機関会合（第二部） ・第 3 回条約実施補助機関会合（第二部） ・ポスト 2020 生物多様性枠組に関する第 3 回公開作業部会（第二部） 〔第 1 次草案やポスト枠組の進捗を測るための指標案を中心に議論が行われたが各国の意見に隔たり等があり、再度議論されることになった。〕 |
| | 国内 | 中央環境審議会 自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（環境省）で次期生物多様性国家戦略（素案）が示された。 〔2050 年ビジョンの達成に向け、2030 年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）を実現することが示された。〕 |

| | | |
|--------|----|-----------------------------------------------|
| 2022.4 | 国内 | 環境省が 30by30 ロードマップを策定し 30by30 アライアンスを発足。 |
| 2022.6 | 国外 | 生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組に関する第 4 回公開作業部会の開催（予定） |
| 7～9 | 国外 | COP15（第二部）の開催（予定）。ポスト枠組が採択される見込み。 |
| 年内 | 国内 | 次期生物多様性国家戦略を閣議決定（予定） |

3 変更のポイント（案）

(1) 国内外の動向、情勢変化等を踏まえた変更

- COP15で採択を目指しているポスト枠組から、地方公共団体としての役割を反映
- 国が策定する次期生物多様性国家戦略等の内容を反映
- 直近の改正を行った平成 27 年度以降の情勢変化等を反映

(2) 計画の点検・評価を踏まえた変更

- 令和 3 年度に実施した計画の点検・評価の結果を踏まえ計画の変更

(3) 実効性の向上を目指した変更

- 点検・評価の結果、減退が見られたり進んでいない取組もあったことから、実効性の向上を目指した変更

4 計画変更の進め方

- この計画については、本道の恵まれた自然環境や貴重な野生生物を保護し、将来にわたって道民の生活環境の保全と自然資源の持続的な利用を図る道筋を示すものであることを踏まえ、親会で審議を行うことが適当であるが、ポスト枠組や次期生物多様性国家戦略の決定見通しを踏まえ、あらかじめ実務的な見地から自然環境部会に付託し調査審議を行うこととする。
- 部会での審議状況については、適宜、親会に報告するとともに、親会においても審議を行う。
- また、審議会での審議のほか、計画立案にあたっては、道民等の多様な意見を反映するため、別途開催されている「生物多様性ダイアログ」での意見等を参考にするとともに、審議会にその内容を報告する。

5 スケジュール（案）

2022.5 北海道環境審議会に諮問
自然環境部会において付託審議（計 4～5 回程度）

2023.1 頃 中間とりまとめ

.8 頃 北海道環境審議会から答申
計画素案とりまとめ

.10 頃 計画素案に対するパブリックコメントの実施
原案のとりまとめ

.12 頃 新計画案の決定

